

常 任 委 員 会 報 告 書

各常任委員会より、別紙のとおり報告書の提出があった。

令和 6 年 3 月 4 日

七飯町議会議長 木 下 敏

民生文教常任委員会報告書

令和5年6月7日第2回定例会及び令和5年12月6日第4回定例会における議決に基づき、当委員会の所管につき調査した結果を下記のとおり報告する。

令和 6 年 2 月 1 6 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

民生文教常任委員会
委員長 池 田 誠 悦

記

【所管事務調査事項】

- ・社会教育施設（体育館、図書館）整備基本構想・基本計画の策定について（令和5年第4回定例会において中間報告をした以後の調査内容）
- ・高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について

令和5年12月19日、令和6年1月30日、2月16日の3日間、委員会を開催し、副町長、教育総務課長、生涯教育課長、スポーツ振興課長、福祉課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明を聴取し、調査を行った。

【社会教育施設（体育館、図書館）整備基本構想・基本計画の策定について】

1. 調査の目的

今後建設が検討されている、社会教育施設（体育館、図書館）について、整備基本構想・基本計画の策定状況及び現在の七飯町スポーツセンター、図書室の現状について調査を行った。

2. 調査の方法

第2回七飯町社会教育施設（体育館、図書館）整備検討委員会会議資料の提出を求め、教育総務課長、生涯教育課長、スポーツ振興課長への聴取を行った。

3. 令和5年第4回定例会において中間報告をした以後の調査内容について

令和5年11月15日に開催した第2回七飯町社会教育施設（体育館、図書館）整備検討委員会では体育館と図書館の基本コンセプト及び機能等が提案され、5パターンの建設候補地やイニシャルコスト・ランニングコストが示されたが、その後、町より今後の方向性について以下のとおり説明があった。

町長の公約や施政方針に基づき、基本構想、基本計画を検討委員会で議論してきたが、熱中症への対応（エアコン整備等）、七飯・大中山中学校の長寿命化改修工事、本町学童保育クラブ移転建築、一般廃棄物最終処分場などの整備を行っていかなければならない。財政の平準化の観点、安全安心や住民生活に密着する事業の優先という観点から社会教育施設の整備時期を先延ばしとしたい。プールは一時保留とし、体育館と図書館の整備後としたい。まずは体育館、次に図書館と考えている。次期総合計画の検討の中で、整備年度を含めて検討していきたいと考えている。

委員からは、町の急激な方向転換に対して、エアコンの整備、七飯中学校・大中山中学校の長寿命化改修工事、本町学童保育クラブ移転建築、一般廃棄物最終処分場整備等の想定される事業費を示してもらい、当委員会として判断していきたいとし、次回の委員会で今後予定している事業費内訳を資料要求した。

4. 今後予定している事業費内訳

令和6年1月30日開催の委員会において、町より、民生文教部局における優先事業調書が〈別紙1〉のとおり提出された。

社会教育施設（体育館、図書館）よりも優先しなければならない事業で現段階の見込として、七飯中学校長寿命化改修工事22億2,000万円、大中山中学校長寿命化改修工事22億2,000万円、学校空調設備整備事業3億円、子育て支援施設整備事業（本町学童保育クラブ移転建築）3億4,000万円、一般廃棄物最終処分場整備事業16億7,700万円、合計概算総事業費67億5,700万円となり、国・道からの補助金や交付税算入額を除いた実質町費負担額は40億1,200万円と示された。

委員から主に以下の質疑があった。

- ① 七飯中学校・大中山中学校は耐震基準を満たしているのか。
- ② 七飯中学校の暖房はどのようなものに更新するのか。
- ③ 図書館と体育館において、町は体育館の建設を優先とのことだが、老朽化という観点であれば現在の図書室については耐震基準を満たしておらず、検討が必要と考えるがどうか。
- ④ 図書館・体育館・プールの事業年度の予定はいつ頃か。

委員からの質疑に対し、町から以下のとおり回答があった。

- ① 町内の全ての学校において耐震基準を満たしている。

- ② 七飯中学校の暖房については、経済性の比較をしており、灯油・ガス・電気の価格比較でインシヤルコスト・ランニングコストを比較した結果、一番安価である電気を採用した。
- ③ 現在の図書室と体育館は両方とも建築基準法によって耐震基準が強化される前の建築物であるため、耐震性はないものと捉えている。町では行政需要の観点から体育館を優先すると判断した。
- 現在の図書室が入居している地域センターにおいては老朽化が激しく、同センターを使用している社会福祉協議会とも協議し、移転先を検討している段階であり、決まり次第、議会に報告したい。
- 図書室に関しては、現在町内で図書活動を行っている方々と連携を取りながら、今後ソフト事業の部分で図書振興の底上げを図って行きたい。
- ④ 整備年度については、優先的にやらなければならない事業があり、図書館・体育館・プールの事業年度を現在示すことは難しい。次期の総合計画で検討したい。

6. まとめ

当委員会では、令和5年第2回定例会より社会教育施設（体育館、図書館）整備基本構想・基本計画の策定について調査を行い、七飯町社会教育施設（体育館、図書館）整備検討委員会が実施する北海道内の先進地への視察に同行し、また、議会単独では道外の先進地へ行政視察を行い、令和5年第4回定例会において中間報告を行った。その後、継続して調査している最中において、町より、熱中症への対応（エアコン整備等）、七飯・大中山中学校の長寿命化改修工事、本町学童保育クラブ移転建築、一般廃棄物最終処分場整備事業等、優先的に手掛けなければならない事業が相次いだことから、社会教育施設（体育館、図書館）の着手についての時期を遅らせたい旨の報告があった。

現図書室が入所している地域センターにおいては耐震基準を満たしていないことから、七飯町社会教育施設（体育館、図書館）整備検討委員会の意見を踏まえ早急に移転先を決定し、図書室の安全確保を強く望む。

以上のことから、当委員会としては社会教育施設（体育館、図書館）整備基本構想・基本計画の策定についての調査は終了し、今後は七飯町議会全体として体育館の事業開始年度をはじめ次期総合計画における各種事業の情報提供を求めながら調査することを確認し最終報告とする。

<表1> 民生文教部局における優先事業調査

単位：百万円、%

事業名（仮称）	事業年度	財源内訳						概算事業費	※実質 町負担額①	※実質 町負担割合②
		国庫		道		町債				
七飯中学校長寿命化改修工事	R5~7	補助率 補助金額	1/3 380	補助率 補助金額		起債名 充当率（%） 充当額 交付税算入率 交付税算入額	学校施設環境整備事業債 90 1,494 補助裏通常分70%、財対分50% 456	346	2,220	①一般財源+充当額-交付税算入額 ②実質町負担額/概算総事業費
大中山中学校長寿命化改修工事	R7~9	補助率 補助金額	1/3 380	補助率 補助金額		起債名 充当率（%） 充当額 交付税算入率 交付税算入額	学校施設環境整備事業債 90 1,494 補助裏通常分70%、財対分50% 456	346	2,220	
学校空調設備整備事業	R5~7	補助率 補助金額	1/3 70	補助率 補助金額		起債名 充当率（%） 充当額 交付税算入率 交付税算入額	学校教育施設等整備事業債 75 172 30 52	58	300	
子育て支援施設整備事業 （本町学童保育クラブ移転建築）	R6~8	補助率 補助金額	1/3 33	補助率 補助金額	1/3 33	起債名 充当率（%） 充当額 交付税算入率 交付税算入額	社会福祉施設整備事業債 80 26 0 0	248	340	
一般廃棄物最終処分場整備事業	R6~12	補助率 補助金額	1/3 485	補助率 補助金額		起債名 充当率（%） 充当額 交付税算入率 交付税算入額	一般廃棄物処理事業債 90 873 通常50%、財対分50% 400	320	1,677	
小計		補助金額	1,348	補助金額	33	充当額 交付税算入額	4,058 1,364	1,317	6,757	4,012 59.4
社会教育施設整備事業（体育館）		補助率 補助金額	1/2 1,706	補助率 補助金額		起債名 充当率（%） 充当額 交付税算入率 交付税算入額	公共施設等適正管理推進事業債 90 1,500 45 675	206	3,412	
社会教育施設整備事業（図書館）		補助率 補助金額	1/2 535	補助率 補助金額		起債名 充当率（%） 充当額 交付税算入率 交付税算入額	公共施設等適正管理推進事業債 90 400 45 180	135	1,070	
社会教育施設整備事業（町民プール）		補助率 補助金額	1/2 625	補助率 補助金額		起債名 充当率（%） 充当額 交付税算入率 交付税算入額	公共施設等適正管理推進事業債 90 500 45 225	125	1,250	
小計		補助金額	2,866	補助金額	0	充当額 交付税算入額	2,400 1,080	466	5,732	1,786 31.2
合計		補助金額	4,214	補助金額	33	充当額 交付税算入額	6,458 2,444	1,783	12,489	5,798 46.4

適用 ・概算事業費の七飯中学校長寿命化改修工事以外は、実施設計中若しくは実施設計前のため町試算による数値です。
 ・社会教育施設整備事業（体育館、図書館、町民プール）の概算事業費には、造成費、備品購入費は含んでおらず、また今後の立地場所及び施設規模等の設計条件により事業費の増減が予測されます。
 ・事業年度は現在の想定であり、今後の設計等により変更となる場合があります。

【高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について】

1. 調査の目的

高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画を把握するため、調査を行った。

2. 調査の方法

高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、前期計画からの変更点等の資料の提出を求めたほか、福祉課長への聴取を行った。

3. 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画素案について

当町では、介護保険制度が施行された平成12年度以降、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成12年度から平成14年度）の策定を皮切りに、これまで8期にわたる介護保険事業計画を策定している。

今回策定する高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画については、次のとおり8章にわたる項目を掲げている。

「第1章 計画策定の基本事項」では、①計画策定の目的、②計画の根拠と位置づけ、③計画の期間、④策定体制、⑤日常生活圏域の設定、⑥国の基本指針を定めており、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現をめざし、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえ、七飯町らしい地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すこととしている。

「第2章 高齢者を取り巻く現状」では、①総人口の推移、②地区別人口の推移、③世帯数の推移、④認定者の推移を定めており、総人口の推移としては、高齢者数は令和5年から減少傾向がみられるが、高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）はゆるやかに高くなっており、令和5年は35.0%となっている。また、高齢者の内訳をみると、総人口に占める後期高齢者数の比率はゆるやかに増加しており、令和5年の後期高齢者の割合は18.7%となっている。

「第3章 アンケート調査結果」では、①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、②在宅介護実態調査、③アンケート調査から分かる課題を定めており、家族構成については「1人暮らし」と「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合の合計は66.8%と6割を超えており、認知症リスクの該当者割合は全体で48.2%と半数近くになっている。また、在宅介護実態調査で主な介護者が不安に感じる介護の内容として「認知症状への対応」が46.3%で突出している結果となっている。

「第4章 第8期計画の推進状況と課題」では、①施策の点検、②介護保険事業を定めており、介護保険サービス別給付費を対計画比で見ると、施設サービスでは介護療養型医療施設の実績が計画を上回っている。また、在宅サービスでは訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護以外のほぼすべてのサービスの実績が計画を上回っており、給付費合計で見ると、令和3

年度及び令和4年度の実績は計画を上回って推移している。

「第5章 計画の基本的な方向」では、①基本理念、②施策体系、③重点施策、④計画の推進体制を定めており、基本理念として「いつまでも住み慣れた地域で支え合って元気に暮らすまちをめざして」と定めている。また、重点的に推進する施策として、「自立支援・重度化防止の推進」、「人材確保対策の充実」、「認知症対策の充実」、「重層的支援体制整備事業」の4項目を定めている。

「第6章 推進する施策」では、「生き生きと暮らせるまち」、「介護が必要になっても大丈夫なまち」、「安心して暮らせるまち」の3つの基本目標を掲げており、それぞれの目標に対して現状・課題、方針について定めている。

「第7章 成果目標の設定」では、①高齢者に関わる事業の数値目標、②自立支援・重度化防止の取組目標、③認知症対策の取組目標、④介護給付適正化の取組目標を定めている。

「第8章 介護保険事業の見込み」では、①将来推計、②介護保険サービス基盤整備方針、③サービス見込量の推計、④介護保険料の算定を掲げており、被保険者数の推計として第1号被保険者数は令和5年度までは増加するが、以降は減少に転ずるものと推計している。また、要介護認定者数は増加傾向が続くものと推計されている。

「介護保険サービス基盤整備方針」について第6期以降新たな施設整備は行っていないが、第9期において、増加する単身高齢者や認知症の方への支援の他、老老介護や介護と仕事の両立への対応等、介護者支援の充実を図るため、1箇所事業において、「通所」「泊り」「訪問」のサービスを一体的に提供することで、様々なニーズに柔軟に対応できる小規模多機能型居宅介護について登録定員18名規模の事業所を整備したいと考えており、事業者選定にあたっては、令和6年度に公募を行い広く事業者を募ることとしている。

介護保険の財源は、国、道、町の負担と40歳以上の方が収める介護保険料で賄われている。第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合は23%、第2号被保険者（40歳から64歳の方）の負担割合は27%となっており、国・道・町の公費による負担割合は合わせて50%となっている。

介護保険料については、計画期間である令和6年度から令和8年度までの3年間についても後期高齢者の増加に伴う要介護認定者増を背景に介護保険サービスの利用量は増加すると見込まれるとともに、介護保険事業費の上昇や被保険者数の減少等により、介護保険料（月額）の基準額は6,300円（350円増額）を予定している。

委員から主に以下の質疑があった。

- ① 町内で運営している養護老人ホームの入所者数が減少傾向になっており空きがあるが、利用方法を検討すべきではないか。
- ② 介護保険料の引上げについて、どう考えているのか。

委員からの質疑に対し、町から以下のとおり回答があった。

- ① 町内の養護老人ホームにおいて、従前はなかなか入所出来ない状態であったが、近年は可能な限り自宅で生活したいという傾向があり、時期によっては空きがある。ただし、当該施設の設置場所は市街化調整区域内であることから、町が指定する地域密着型サービス事業等が出来ない区域である。当該施設の運営法人と協議しながら、新たに一時的な入所利用が可能となるなどの対応を検討している。
- ② 介護保険料上昇の要因は、物価高騰・介護従事者の人件費上昇・事業費の上昇である。事業費上昇を抑制するため、後期高齢者が可能な限り元気でいてもらえるよう認知症対策も含めて介護防止事業に取り組みたい。

介護保険料については、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、保険料の段階を従前の9段階から13段階へと多段階化を行い、高所得者の基準額に対する割合を引上げ、低所得者の割合を引下げることで、低所得者の保険料上昇の抑制を図っている。

4 まとめ

高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画については、当委員会にその素案が示された。当該計画期間においては、高齢者人口の増加、介護サービス利用者の伸びも大きいと見込まれ、介護保険料は増額の見込みとなる。そのため、介護保険料が増額となる場合には広報等を活用し、町民に対する丁寧な説明を望むとともに、認知症支援体制の充実、健康づくりや介護予防への重点的な取組を望み、委員会報告とする。

総務経済常任委員会報告書

令和5年12月6日第4回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和6年2月21日

七飯町議会議長 木下 敏 様

総務経済常任委員会

委員長 稲垣 明 美

記

【所管事務調査事項】

- ・ 開発行為の現状について
- ・ 地域おこし協力隊の現状について

令和5年12月18日、令和6年1月9日、24日、2月21日の4日間、委員会を開催した。

【開発行為の現状について】

1. 調査の目的

開発行為許可後において、工事が未着手または未完了となっている事案を把握するため調査を行った。

2. 調査の方法

開発行為許可後において、工事が未着手または未完了となっている事案に関する

資料の提出を求め、都市住宅課長への聴取を行った。

「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう（都市計画法第4条第12項）。

当町における開発行為の許可権者は、基本的に北海道知事であるが、一部開発行為許可事務においては、北海道から事務・権限移譲がなされており、当町は平成20年度から事務・権限移譲を受けている。

3. 開発行為の現状について

過去5年間における開発行為許可件数は19件となっており、そのうち当初に申請した工事完了日が未到来の事案を除く3件については、工事着手日や完了予定日の変更によって、工事が未着手または未完了の状況となっている。変更の理由は、経済状況の悪化による資材調達の不安定化や、人員不足による施工の遅滞等によるものである。

委員からは、開発行為許可における事務手続きについて、工事完了予定日の変更を理由とした変更届の許可基準や、掲示板等の許可済標識における変更内容の告知義務、許可後の廃止など、許可事務における基準や妥当性についての質疑があり、また、予定期間内に工事完了がなされるよう、申請者に対し指導や監督を行うべきではないかとの意見に対し、工事完了予定日の変更を理由とした場合であっても変更届に対する許可は可能であり、また変更があった場合、決められた事項については掲示板等へ変更内容を掲載し、告知する義務が生じる。許可後における廃止については事務手続き上可能である。今後は申請者に対し、予定期間内の工事完了が図られるよう、積極的に工事の進展を促していくとの回答があった。

4. まとめ

今後の開発行為許可事務においては、予定期間内の工事完了が遵守されるよう、これまで通り各法令等を準拠のうえ、適正な事務に務め、合理的で公平性のある土地利用の促進によって、健全で秩序ある整備が行われることを望む。

【地域おこし協力隊の現状について】

1. 調査の目的

地域おこし協力隊の現状について、これまでの当該制度の活用状況や、道内における活用事例、国等における財政支援について把握するため調査を行った。

2. 調査の方法

地域おこし協力隊の導入開始から現在までの状況、道内における代表的な導入事例、国等における財政支援の内容に関する資料の提出を求め、政策推進課長及び商工労働観光課長への聴取を行った。

「地域おこし協力隊」とは、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組である。

3. 地域おこし協力隊の現状について

地域おこし協力隊は、導入開始の平成26年度から令和2年度にかけて8名が着任しており、年齢層は20代及び30代が中心となっている。業務内容は観光振興業務及び商工支援業務が多数であり、活動期間満了となる3年間従事した方は4名で、うち3名が定住している状況となっている。詳細については<表1>のとおりである。なお、令和5年3月以降は応募が無い状況となっている。

<表1> 地域おこし協力隊の導入開始から現在までの状況

No.	性別	年代	配属課	業務内容	活動開始時期	活動終了時期	活動年数	退任後の定住
1	男性	30代	商工観光	観光振興	平成26年10月	平成28年12月	2年3か月	×
2	女性	50代	商工観光	観光振興	平成27年3月	平成30年2月	3年0か月	×
3	男性	30代	環境生活	環境保全	平成27年4月	平成30年3月	3年0か月	○
4	女性	20代	商工観光	観光振興	平成29年5月	平成30年12月	1年8か月	×
5	女性	30代	商工観光	商工支援	平成29年5月	平成31年2月	1年10か月	×
6	女性	30代	商工観光	商工支援	令和元年5月	令和3年9月	2年5か月	×
7	女性	20代	商工観光	観光振興	令和元年5月	令和4年3月	3年0か月	○
8	男性	30代	商工観光	物産振興	令和2年12月	令和5年3月	3年0か月	○

道内の代表的な導入事例では、アウトドアやサイクリングイベントの企画運営や、町内会の会合への参加など地域活動への参画、SNS等を活用した地域の魅力発信や、建築業の技術を生かした空き家活用事業に携わるなど、地域住民と関わりながら地域活性に向けて様々な活動が行われている。

当町における地域おこし協力隊導入後の成果については、都市地域からの移転による視点を生かした町内の魅力発信や、これまでにない新規イベントの企画立案、道の駅なないろ・ななえの開業に伴う各種デザインの作成など、観光業及び商工業

の活性化に寄与している。また、専門知識を生かしラムサール条約の目的である湿地の保全及び再生に務め、町内小中学校を中心とした環境学習支援を行うなど、町内の環境保全活動に尽力している。

国等における財政支援については、地域おこし協力隊の導入自治体に対し、活動に要する経費として隊員1名につき480万円、日々のサポートに要する経費として1団体につき200万円、活動期間終了後における起業や事業承継に要する経費として隊員1名につき100万円をそれぞれ上限として特別交付税措置を受けることができる。

委員からは、主に隊員の募集の在り方についての質疑や意見があり、地域おこし協力隊は、過去の慣習に囚われない柔軟な発想や、都市地域からの移転による多角的な視点を有していることから、それら特性を生かし、更なる具体的課題の解決に向けた業務内容を提案し募集する考えはないかとの質疑に対し、これまでは各課単位での課題解決を目的とした募集を行っていたが、今後は町全体の課題解決に向けて、横断的な取組を図り募集していきたいとの回答があった。また、喫緊の課題である町内事業者の後継者不足の現状から、各種団体との意見交換を行い、地域の農業者や商工業者へ隊員を派遣のうえ、知識や経験を深めてもらい、将来の担い手として定住に繋がるような取組を行うべきではないかとの意見に対し、今後は他市町村の事例を参考とし、人員不足を抱える業種や、振興を図る必要のある産業団体の意見やニーズを踏まえ、検討していきたいとの回答があった。また、隊員本人が希望する意欲的な活動や取組に対し、前例や慣習によって実現に至らなかったことがあったため、今後はそれらを尊重していくべきではないかとの意見に対し、これまで地域おこし協力隊は、部分的に会計年度任用職員の雇用形態として取り扱う側面があったことから、今後は十分に見直し、町としての考えをまとめていきたいとの回答があった。また、単身者だけでなく、世帯単位での定住促進のためには、隊員世帯の構成員に対する助成や支援が可能となるよう、国の特別交付税措置に限定せず、全国の市町村の事例を参考に、ふるさと納税寄付金等の財源活用を検討するなど、庁舎内でどのような方法があるかを検討してほしいとの意見に対し、意見を参考に今後の政策を検討していきたいとの回答があった。

4. まとめ

今後は、町の課題解決や隊員の定住及び地域の担い手としての従事へ向け、これまで以上に隊員の活動計画や、活動期間満了後のビジョンを互いに共有し、十分に

コミュニケーションを図りながら共に取り組んでいくことが求められる。

隊員活動を希望する方の中には、当町に魅力を感じて活動を希望するが、取り組みたい内容が分からず見つからないという方に対しても、これまで以上に具体的な活動内容を幅広く提示することが、全国各地から人材を募集するためには必要不可欠な取組であると言える。

担当課から示された、今後の取組に対するスケジュールでは、各種団体に対する地域おこし協力隊受入希望調査の実施後、それら内容に基づき募集要項を作成し、七飯町地域おこし協力隊導入検討会議（仮称）によって、導入課を選定することとしており、過去の慣習や前例に囚われない柔軟な発想を持った人材を幅広く呼び込み、当町の課題解決や活性化に向けて、地域おこし協力隊がその一助となるよう、町へはこれまでの取組に対し、根本的な見直しを望むものである。

以上、委員会報告とする。